

令和2年3月

国見町農業委員会定例総会会議録

令和2年3月13日 開会

令和2年3月13日 閉会

国見町農業委員会

令和2年3月
国見町農業委員会定例総会会議録

1. 出席委員

1番	朽木勝之君	2番	佐藤浩信君
3番	八島富一君	5番	鈴木恵子君
6番	佐藤武君	7番	斎藤紀次君
8番	佐久間久子君	10番	渋谷福重君

1. 欠席委員

なし

1. 出席農地利用最適化推進委員

森山地区担当 佐藤正春君

1. 出席事務局員

農業委員会事務局長	蓬田英右君
農業委員会事務局主幹兼係長	渡邊和巳君
農業委員会事務局係員	横山彰君

1. 議事日程

議事日程

令和2年3月13日（金曜日）

午後1時30分開会

- 1 会長挨拶
- 2 議事録署名人指名
- 3 欠席者
- 4 会務報告
- 5 提出議案等

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 耕作放棄地に係る「農地」に該当するか否かの判断について

6 その他

(1) 次回以降の総会日程について

午後1時30分開会

○事務局 こんにちは。

本日は、何かとお忙しい中お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、定刻となりましたので、ただいまより令和2年3月の国見町農業委員会定例総会を開会いたします。

1 会長挨拶

○事務局 まず初めに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長（朽木勝之君） 【会長から開催に先立ちあいさつ】

○事務局 ありがとうございました。

それでは、以降、議事進行につきましては会長にお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

2 議事録署名人指名

○会長（朽木勝之君） こちらで議事録署名人を指名してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○会長（朽木勝之君） それでは、2番、佐藤浩信委員、8番、佐久間久子委員をお願いいたします。

3 欠席者

○会長（朽木勝之君） 全員出席です。

4 会務報告

○会長（朽木勝之君） 続いて、会務報告に移ります。

事務局、説明を願います。

○事務局 【会務報告について説明】

○会長（朽木勝之君） ありがとうございました。

5 議事

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○会長（朽木勝之君） 次に、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 【報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知（1件）について説明】

○会長（朽木勝之君） ありがとうございました。

説明が終わりました。

質疑ございませんか。

[発言する者なし]

○会長（朽木勝之君） ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長（朽木勝之君） 質疑がございませんので、報告第1号は報告のとおりといたします。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

○会長（朽木勝之君） 次に、報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてを議題といたします。

事務局から説明を求めます。

○事務局 【報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出（1件）について説明】

○会長（朽木勝之君） ありがとうございます。

説明が終わりました。質疑ございませんか。

[発言する者なし]

○会長（朽木勝之君） ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長（朽木勝之君） 質疑がないようでございますので、報告第2号は報告のとおりといたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○会長（朽木勝之君） 次に、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 【議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請（3件）について説明】

○会長（朽木勝之君） ありがとうございます。

それでは、受付番号5番の案件について、現地調査の結果を森山地区担当、佐藤正春推進委員より説明を願います。

○森山地区担当推進委員（佐藤正春君） ただいま事務局説明のとおり、何ら問題ないと確認してまいりました。ご審議よろしくお願いいいたします。

○会長（朽木勝之君） ありがとうございます。

続きまして、受付番号6番、7番の案件について、現地調査の結果を佐藤武委員より説明を願います。

○6番（佐藤武君） 同じく3月11日、事務局と現地にて確認を行いました。何ら問題ないと確認しております。以上です。

○会長（朽木勝之君） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

[発言する者なし]

○会長（朽木勝之君） ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長（朽木勝之君） 質疑なしと認め、お諮りいたします。

議案第1号について原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○会長（朽木勝之君） 挙手全員です。

よって、議案第1号については原案のとおり承認することに決定いたします。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

○会長（朽木勝之君） 次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 【議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請（1件）について説明】

○会長（朽木勝之君） ありがとうございます。

では、受付番号5番の案件について、藤田・山崎地区担当、秦正徳推進委員が欠席のため、現地調査の結果を八島富一委員より説明を願います。

○3番（八島富一君） 3月11日に事務局と現地のほうを確認してまいりましたが、特に問題ないと考えますので、ご審議お願いいたします。

○会長（朽木勝之君） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

[発言する者なし]

○会長（朽木勝之君） ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長（朽木勝之君） 質疑なしと認め、お諮りいたします。

議案第2号について原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○会長（朽木勝之君） 挙手全員です。

よって、原案のとおり承認することに決定いたします。

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

○会長（朽木勝之君） 次に、議案第3号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といた

します。

ここで、審議に入る前に議事参与の制限について説明します。

受付番号2番の案件に関して、私、朽木が議事参与の制限に該当します。また、受付番号9番、10番の案件に関して、3番、八島富一委員が議事参与の制限に該当します。また、受付番号29番の案件に関して、8番、佐久間久子委員が議事参与の制限に該当します。議事参与の制限に関しては、議案を分割して審議させていただきますので、ご了承願います。

それでは、議案第3号で議事参与の制限に該当しない案件について審議します。

事務局の説明を求めます。

○事務局 【議案第3号 農用地利用集積計画の決定（個人による所有権の移転の申出1件、個人による貸借の申出29件、農地中間管理機構による転貸の申出8件）について説明】

○会長（朽木勝之君） ありがとうございます。

説明が終わりました。

質疑ございませんか。

7番、斎藤委員。

○7番（斎藤紀次君） 確認なのですが、受付番号42番の〇〇〇〇は住所が〇〇市のようなのですが、〇〇市から来て耕作するということでのいいのですか。

○事務局 〇〇市から来て、耕作することになります。

○7番（斎藤紀次君） 〇〇市から来て耕作するのですね。この人は他に国見で農地を借りているのですか。

○事務局 経過を少し説明しますと、元々こちらの農地は〇〇〇〇という方が耕作してございましたが、亡くなられたことによりご家族の方が相続されました。借受人の〇〇〇〇は亡くなられた〇〇〇〇の娘の夫でございまして、〇〇〇〇が亡くなられる前から手伝っており、亡くなった後も管理をしていましたが、農業を自分の名前で行うため、農業普及所などへ相談に行き、貸借の話が決まったと伺っております。

○5番（鈴木恵子君） 斎藤委員、地区それぞれ事情がありますが、国見に来て農業を続けてくれる人もいます。そういう案件があった場合は地元の農業委員、農地利用最適化推進委員が把握するようにしています。

[発言する者あり]

○7番（斎藤紀次君） 参考までにもう1つ聞きたいことなのですが、議案の中で農業委員、農地利用最適化推進委員が関わった案件があれば教えていただきたい。

○事務局 今月の案件については、ほとんど再設定でございまして、農地中間管理機構を通しての案件も新規となっておりますが、農地利用円滑化団体でありますふくしま未来農業協同組合を通しての貸借が期間満了に伴う農地中間管理事業への切り替えでございますので、農業委員、農地利用最適化推進委員の方々が間に入ったという案件は事務局が把握する限りございません。

○7番（斎藤紀次君） 1つもないのですか。

○事務局 はい、今月はございません。

○7番（斎藤紀次君） わかりました。

○会長（朽木勝之君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（朽木勝之君） 質疑なしと認め、お諮りいたします。

議案第3号の議事参与に該当しない案件について、国見町農用地集積計画の内容が適当であると認め、計画案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○会長（朽木勝之君） 挙手全員です。

よって、議案第3号の議事参与に該当しない案件については、国見町農用地利用集積計画案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第3号の受付番号9番及び10番の案件について審議します。

3番、八島富一委員は退席を願います。

〔3番 八島富一君退席〕

○会長（朽木勝之君） それでは、事務局の説明を求めます。

○事務局 【議案第3号 農用地利用集積計画の決定（個人による貸借の申出2件）について説明】

○会長（朽木勝之君） ありがとうございます。

説明が終わりました。

質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○会長（朽木勝之君） ございませんか。

〔発言する者なし〕

○会長（朽木勝之君） 質疑なしと認め、お諮りいたします。

議案第3号の受付番号9番及び10番の案件については、国見町農用地利用集積計画の内容が適当であると認め、計画案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○会長（朽木勝之君） 挙手全員です。

よって、議案第3号の受付番号9番及び10番の案件については、国見町農用地利用集積計画案のとおり承認することに決定いたします。

3番、八島富一委員の退席を解きます。

[3番 八島富一君着席]

○会長（朽木勝之君） 次に、議案第3号の受付番号29番の案件について審議します。

8番、佐久間久子委員は退席を願います。

[8番 佐久間久子君退席]

○会長（朽木勝之君） それでは、事務局の説明を求めます。

○事務局 【議案第3号 農用地利用集積計画の決定（個人による貸借の申出1件）について説明】

○会長（朽木勝之君） ありがとうございます。

説明が終わりました。

質疑ございませんか。

[発言する者なし]

○会長（朽木勝之君） ございませんか。

[発言する者なし]

○会長（朽木勝之君） 質疑なしと認め、お諮りいたします。

議案第3号の受付番号29番の案件については、国見町農用地利用集積計画の内容が適当であると認め、計画案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○会長（朽木勝之君） 挙手全員です。

よって、議案第3号の受付番号29番の案件については、国見町農用地利用集積計画案のとおり承認することに決定いたします。

8番、佐久間久子委員の退席を解きます。

[8番 佐久間久子君着席]

○会長（朽木勝之君） 次に、議案第3号の受付番号2番の案件について審議します。私、朽

木が退席しますので、議長を渋谷会長職務代理者と交代いたします。

〔1番 朽木勝之君退席〕

○会長職務代理者（渋谷福重君） 議長を交代しました。

それでは、議案第3号の受付番号2番の案件について審議します。

事務局の説明求めます。

○事務局 【議案第3号 農用地利用集積計画の決定（個人による貸借の申出1件）について説明】

○会長職務代理者（渋谷福重君） ただいま、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○会長職務代理者（渋谷福重君） ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長職務代理者（渋谷福重君） 質疑なしと認め、お諮りいたします。

議案第3号の受付番号2番の案件について、国見町農用地利用集積計画の内容が適当であると認め、計画案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○会長職務代理者（渋谷福重君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号の受付番号2番の案件については、国見町農用地利用集積計画案のとおり承認することに決定いたしました。

1番、朽木勝之会長の退席を解きます。

〔1番 朽木勝之君着席〕

○会長職務代理者（渋谷福重君） 議長を交代いたします。

○会長（朽木勝之君） 議長を交代しました。

議案第4号 耕作放棄地に係る「農地」に該当するか否かの判断について

○会長（朽木勝之君） 次に、議案第4号 耕作放棄地に係る「農地」に該当するか否かの判断についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 【議案第4号 耕作放棄地に係る「農地」に該当するか否かの判断について説明】

○会長（朽木勝之君） ありがとうございます。

これから質疑に入ります。

質疑ございませんか。

7番、齋藤委員。

○7番（齋藤紀次君） 非農地判断した土地については、登記を行うようになると思うのですが、我々が相談を受けた時はどう答えれば良いとかあれば、少し教えていただきたい。

○事務局 それはどういう意味ででしょうか。

○7番（齋藤紀次君） 行政書士とかに頼んだ方が良いとか、自分でもできますとか説明の仕方は色々あると思うのですが、そこはどう言った方が良いのでしょうか。

○事務局 最後は所有者本人の意思だと思います。例をあげますと、行政書士等に頼むと手数料がかかるため自分で登記を行う方もいらっしゃいますし、自分で登記を行うのは面倒であるため行政書士等に頼むという方もいますので、所有者本人の判断になるかと思います。

〔発言する者あり〕

○7番（齋藤紀次君） 他の人に頼むとお金がかかりますよと言えば良いのでしょうか。

○事務局 最終的には所有者本人の判断になるかと思います。

○7番（齋藤紀次君） もう1つよろしいでしょうか。登記する場合に地目をどうするのかという問題があると思います。雑種地や山林、原野などがあります。税務上どの地目にした方が良いということがわかるのであれば、知りたいと思います。

○事務局 非農地判断した土地については税金が若干変わるということは把握しておりますが、地目による税金の計算は個別案件と聞いています。

○7番（齋藤紀次君） 税務住民課は計算して税金を賦課しているのですよね。

○3番（八島富一君） 税金のことについてまで、詳しく知る必要があるのかと疑問に思うのですが。農業委員会としては非農地かどうかの判断をどうするのかということの良いのではないのでしょうか。

○7番（齋藤紀次君） 我々も知っておくべき情報ではないでしょうか。実際のところ地目を変えると税金はどうなのかという相談がありますから。

〔発言する者あり〕

○事務局 ただいまの齋藤委員からのお話でございますが、事務局としてもすぐにお答えできない部分もあるかと思います。税務住民課に確認しまして、次回以降の総会で改めて説明したいと考えます。パンフレット等があれば、一番わかりやすいのかなと思います。

○会長（朽木勝之君） そのほかございませんか。

〔発言する者なし〕

○会長（朽木勝之君） ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（朽木勝之君） 質疑なしと認め、お諮りいたします。

議案第4号について、今回の「農地」を非農地と判断するための現地調査を行うこと及び所有者への事前通知を実施することに賛成委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○会長（朽木勝之君） 挙手全員です。

よって、議案第4号の「農地」については現地調査を実施し、非農地にするかどうかの判断を行うこととします。また、その際に、所有者への事前通知を実施します。

6 その他

（1）次回以降の総会日程について

○会長（朽木勝之君） その他に移ります。

（1）次回以降の総会日程について、説明をお願いします。

○事務局 【次回以降の総会日程について説明】

○会長（朽木勝之君） その他で農業委員の方、推進委員の方から何かございませんか。

〔発言する者なし〕

○会長（朽木勝之君） ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○会長（朽木勝之君） ないようですので、以上をもって閉会といたします。

長時間ありがとうございました。

午後3時23分閉会